

第三号様式（第四条第一項関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録証	
本籍地都道府県（国籍）	
氏名	生年月日
登録番号	
登録年月日	
<p>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の国家戦略特別区域限定保育士として登録したことを証する。</p> <p>登録の日から起算して3年を経過した日以後においては、この証明書は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士登録証とみなす。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 (市長) ⑩</p>	

(日本工業規格A4)

第四号様式（第五条関係）

国家戦略特別区域限定保育士証書換え交付申請書				
住所	生年月日			
登録年月日				
登録番号				
(フリガナ)				
氏名				
生年月日				
<p>国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第8条において準用する児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。</p>				
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
年 月 日				
都道府県知事				
(市長) 殿				
		氏 名 ⑩		

- 備考1 国家戦略特別区域限定保育士証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 国家戦略特別区域限定保育士証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。